

第27回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和元年10月30日 開会
令和元年10月30日 閉会

浦幌町農業委員会

令和元年10月30日 第27回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時40分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について
- 日程第 5 議案第2号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第5号 農地転用許可後における事業計画変更承認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第27回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番山村委員、8番廣富委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○坂下事務局長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号、浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について。浦幌町長より推薦依頼のあった浦幌町模範牧場審議会の委員を次のように決定する。令和元年10月30日提出、浦幌町農業委員会会長。

機関名は、浦幌町模範牧場審議会。任期は、委嘱の日より諮問に係る審議終了まで。機関役職は、委員。人員は、1名であります。令和元年10月11日付け浦産業第931号により浦幌町模範牧場審議会委員の推薦依頼がございました。

浦幌町模範牧場審議会につきましては、浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例第14条、模範牧場審議会の設置の規定により、浦幌町長の諮問に応じ、模範牧場の使用料及び施設整備について審議するため設置されるもので、委員につきましては、農業委員、農業協同組合役職員、農業共済組合役職員、受益者、学識経験者の8名以内をもって組織されるものでございます。

今般、浦幌町長より模範牧場審議会委員の推薦1名の依頼がありましたので、委員の決定についてご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。それではどのような方法で委員を決定するかお諮りをいたします。

○木南委員 この模範牧場審議委員ということなんですけれども、農業委員から1人選びたいという事なんですけど、私から言うと畑作のほうからすれば酪農の関係の認識はほとんどございません。ですから選ぶにしても酪農関係から選ぶのがよろしいと思いますし、会長一任ということで決めていただければよろしいかと思っております。

○小川議長 今、木南委員の方から、会長一任ということ発言がありましたが、そのほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小川議長 それでは会長一任ということで決定をさせていただきます。調整のために暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。浦幌町模範牧場審議会の委員について、事務局長より報告をいたします。

○坂下事務局長 浦幌町模範牧場審議会の委員の決定について報告申し上げます。浦幌町模範牧場審議会委員、高木委員。以上でございます。

○小川議長 ただ今、事務局長から報告がありました。議案第1号浦幌町模範牧場審議会の委員の決定については、ご報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、報告のとおり決定をいたしました。高木委員よろしくようお願いいたします。

●日程第5 議案第2号 土地現況証明願について

○小川議長 日程第5、議案第2号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和元年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の1件でございます。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、音更町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、10月15日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案書5ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくようお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、10月15日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第6、議案第3号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第3号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和元年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の4件であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、桜町に住所を有する農地利用集積円滑化団体浦幌町。借入人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成25年2月28日に賃貸借されましたが、令和元年10月7日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。土地所有者の相続財産管理人が売買するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、平和に住所を有する方。借入人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、令和元年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、吉野に住所を有する方。借入人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成30年1月31日に賃貸借されましたが、令和元年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、吉野に住所を有する方。賃借人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成30年1月31日に賃貸借されましたが、令和元年10月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。議案第4号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和元年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件5件、使用貸借案件1件でございます。

番号21番。貸主は、貴老路に住所を有する法人、借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は11筆合わせまして76,226平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年10月31日から令和4年12月31日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営の規模を縮小するため、賃貸借を締結する。借主は、経営の規模拡大のため賃貸借を締結するものであります。

番号22番。貸主は、万年に住所を有する方、借主は、万年に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は2筆合わせまして31,096平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年10月31日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承のため、新たに賃貸借契約を締結する。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号23番。貸主は、平和に住所を有する方、借主は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は49,913平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年10月31日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲(継承)を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書13ページをご覧ください。番号24番。貸主は、吉野に住所を有する方、借主は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は

3筆合わせまして47,999平方メートル、実耕作面積は45,999平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年10月31日から令和6年11月30日までの5年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため、新たに賃貸借を締結するものであります。

番号25番。貸主は、吉野に住所を有する方、借主は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は14,317平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は記載のとおりであります。契約期間は、令和元年10月31日から令和6年11月30日までの5年間です。経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号26番。貸主は、共栄に住所を有する方、借主は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は31筆合わせまして607,709.91平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和元年10月31日から令和11年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書15ページから25ページに3条番号21から26の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号21番について、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号21番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借を締結する内容であります。10月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告します。以上です。

○小川議長 次に、番号22番について、地区担当委員の福田委員より地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号22番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、10月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 次に、番号23番から26番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号23番から26番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を受けるため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、10月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいでしょうか。それでは議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第5号 農地転用許可後における事業計画変更承認について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農地転用許可後における事業計画変更承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書26ページをご覧ください。議案第5号。農地転用許可後における事業計画変更承認について。このことについて、下記の者より事業計画の変更承認申請があったので審議されたい。令和元年10月30日提出。浦幌町農業委員会会長。

本件につきましては、平成30年10月30日開会の農業委員会総会でご審議いただき、平成30年11月29日付浦農委第3号指令で農地法第4条の規定により許可した案件について、事業計画の変更申請がありましたので、承認してよろしいか審議いただくものであります。

番号1番、申請人は、統太に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画の変更内容としましては、ラグーンの構造変更と事業の完了日を令和元年5月31日の予定から令和元年12月31日の予定に変更するものであります。変更理由としましては、雨水の混入防止、地下浸透の防止及び臭気の防止など、環境により一層配慮するためラグーンの構造等の見直しが必要であり、検討作業等に時間を要し、事業の進捗に遅れが生じたことから事業計画の変更を申請するに至ったものであります。別添の転用事業計画変更申請についてと書かれた資料をご覧ください。農地法にかかる事務処理要領の第4の6の(3)のイの(イ)

「許可権者は、許可申請書に記載された事業計画の変更を行えば、当初の転用目的を実現する見込みがあると認められるものについては、転用事業者に対し、事業計画の変更の手続きを執らせるよう指導することが適当と考えられる。」とされております。転用目的の達成が可能な場合の事業計画の変更承認要件としては、d、変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であること、e、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前と同程度又はそれ以下であること、f、農地転用許可基準により許可相当であることの3要件があり、これら全てに該当するときは、これを承認することができます。本件につきましては、これら要件を全て満たしていると判断し、承認することが適当と考えております。なお、当初事業計画において転用許可している案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取は必要ありません。議案書27ページから30ページに変更後の事業計画の資料として、位置図、施設配置図、立平面図等を添付しております。また、変更前の立平面図を資料として添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり承認

することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは以上をもちまして第27回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時40分閉会